

(景観農業振興地域整備計画に関する省令の一部改正)  
第六条 景観農業振興地域整備計画に関する省令(平成十六年農林水産省令第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「第十七条」を「第十六条」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号の規定により都道府県知事がその都道府県の区域の一部についてこの省令による改正前の農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第二条第一項で定める基準に従い別段の面積を定め、これを公示した場合における当該面積は、この省令による改正後の農地法施行規則第三条の四第二項で定める基準に従い定められたものとみなす。

告 示

○総務省告示第九百四十七号

市村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村を廃し、その区域を石狩市に編入する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百四十八号

市村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、爾志郡熊石町及び山越郡八雲町を廃し、その区域をもって八雲町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百四十九号

郡の区域をあらたに画す処分  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十九條第一項及び第三項の規定により、平成十七年十月一日から、あらたに設置される八雲町の区域をもってあらたに二海郡の区域を画す

右の処分は、平成十八年二月六日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十三号  
市村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、有珠郡大滝村を廃し、その区域を伊達市に編入する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十四号

町の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、沙流郡日高町及び同郡門別町を廃し、その区域をもって同郡日高町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十五号

市村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町及び同郡留辺蘂町を廃し、その区域をもって北見市を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月五日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十六号

市村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、空知郡北村及び同郡栗沢町を廃し、その区域を岩見沢市に編入する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十七号  
市村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、名寄市及び上川郡風連町を廃し、その区域をもって名寄市を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十八号

町村の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、虻田郡虻田町及び同郡洞爺村を廃し、その区域をもって同郡洞爺湖町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百五十九号

町の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、勇払郡早来町及び同郡追分町を廃し、その区域をもって同郡安平町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第九百六十号

町の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、勇払郡鶴川町及び同郡穂別町を廃し、その区域をもって同郡むかわ町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎